

～ 償却資産の申告をお忘れなく～

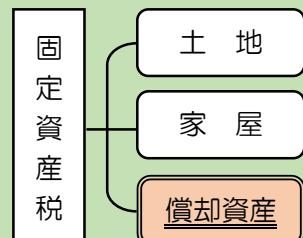
申告書提出期限 令和2年1月31日（金）

令和2年度 固定資産税 償却資産申告の手引き 柳川市

事業のために用いている償却資産をお持ちの方は、
地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況について
申告が義務付けられています。

●償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方、農業や漁業等をされている方が、その事業のために用いている土地、家屋以外の構築物・機械・工具・備品等の固定資産を償却資産といい、土地、家屋と同じように固定資産税の対象資産となります。



●申告書等の提出先

(窓口持参の場合) 柳川市役所(柳川庁舎) 1F 税務課 固定資産税係
※大和・三橋庁舎市民サービス課でも受け付けております。

(郵送の場合) 柳川市役所(柳川庁舎) 税務課 固定資産税係
〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1

※電子申告も可能です。

(電子申告の場合) エルタックスホームページ <http://www.eltax.jp/> をご確認ください。

次の場合も申告が必要です。

- ・該当資産がない場合や前年度と資産に増減がない場合
- ・課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されませんが申告が必要です。
- ・廃業、解散、転出等の場合

■お問い合わせ先

柳川市役所 市民部 税務課 固定資産税係(柳川庁舎1F)

TEL: 0944-77-8456 (直通)

(1) 申告対象となる資産

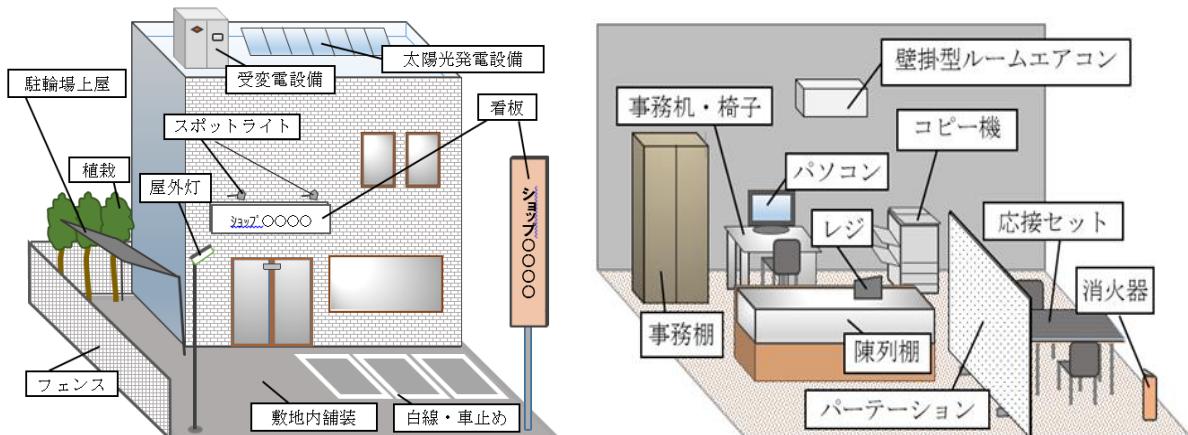
1月1日現在、市内に所在する事業の用に供することができる資産のうち、次のような資産が申告の対象となります。

- ①税務会計上で減価償却の対象としている資産
- ②建設仮勘定で経理されている資産
- ③簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ④償却済みの資産（減価償却が終わった資産）
- ⑤遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑥未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ⑦借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- ⑧取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産
- ⑨家屋の所有者でない借主（テナント）が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産（※
借主の方が申告する必要があります。）

(2) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		具 体 例
1	構築物	駐車場の舗装、門、フェンス、外構、広告塔、緑化設備など
	建物附属設備	受変電設備、発電機設備、可動間仕切り、パーテーション、ブラインド、ネオンサイン、家屋と分離している屋外照明設備、LAN工事など
2	機械・装置	太陽光発電設備（建材型を除く）、各種製造設備、印刷設備、建設機械など
3	船舶	遊覧船、ボート、はしけ等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター等
5	車両・運搬具	大型特殊自動車（分類番号「0、00~09、000~099」、「9、90~99、900~999」の車両）、貨車、客車など
6	工具・器具・備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パーソナルコンピュータ、プリンター、ルームエアコン（壁掛式）、金庫など

【申告対象例】



(3) 申告対象とならない資産

次に掲げる資産は、申告の必要がありません。

- ①土地、建物（家屋として課税されるもの）
- ②無形減価償却資産（漁業権、特許権、ソフトウェア等）、繰延資産
- ③耐用年数が1年未満の資産
- ④取得価額が10万円未満で、一時に損金算入された資産
- ⑤取得価額が20万円未満で、3年間で一括して均等償却している資産
- ⑥法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満の資産
- ⑦自動車税、軽自動車税の対象となるもの

(4) 固定資産税（償却資産）と国税との主な違い

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますので、ご留意ください。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	旧定率法	建物以外の一般の資産は定率法、定額法の選択制度
前年中の新規取得	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳	制度なし	制度あり
特別償却・割増償却	制度なし	制度あり
評価額の最低限度	取得価格の5／100	備忘価格（1円）
改良費	区分評価	原則区分、一部合算も可

(5) 課税標準の特例、非課税について

地方税法第349条の3および同法附則第15条各項の規定に該当する資産を取得された場合は、課税標準の特例が適用されますので、その旨を証する書類の写しを添えてご申告ください。詳しくは柳川市HPをご覧いただくか、お問合せください。

また、地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。

(6) 国税資料等の閲覧について

柳川市では、地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類の閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、柳川市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただくことがありますのでご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

(7) 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合、地方税法第386条の規定により過料を科されることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて滞納金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

(8) 提出書類について

次の申告の区分に応じ、書類を提出ください。

申告区分	提出書類	
	償却資産 申告書	種類別明細書
はじめて申告される方		全資産用に該当資産全てを記入してください。 (該当資産がない場合はこの書類の提出の必要はありません)
前年度申告で該当資産 がなかった方		全資産用に該当資産全てを記入してください。 (該当資産がない場合はこの書類の提出の必要はありません)
前年度申告で該当資産 がある方	必ずご提 出くさ い。	増加または減少した資産をそれぞれの種類別明細書 に記入の上ご提出ください。 (申告案内時に同封の償却資産種類別明細書があれば併せて提出ください。増加・減少した資産がない場合は、償却資産申告書のみの提出となります。) ※申告案内時に印字された償却資産種類別明細書が同封されていない方 については、全資産用に該当資産全てを記入しご提出ください。

【記入の際の注意点】

- ・決算日や事業年度に関係なく、1月1日現在に市内に所在する償却資産について、申告ください。
- ・課税対象とならない資産については、申告する必要はありませんので、再度（3）をご確認ください。
- ・取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みますので、ご注意ください。
- ・税込経理方式の場合は消費税込みで、税抜経理方式の場合は消費税抜きの取得価額を申告してください。
- ・圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。
- ・耐用年数は、原則として、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。（減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表）ただし、中古資産で見積耐用年数を適用している場合、または、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合は、その耐用年数を記入ください。

〒832-8601

福岡県柳川市本町87番地1
柳川市役所
税務課 固定資産税係 行き

償却資産の申告は

インターネットでも簡単にできます！

詳しくは、<http://www.eltax.jp/>をご覧ください。

eLTAX ホームページ

検索

郵送による申告書の提出の方は「宛名ラベル」としてご利用ください。